

福 山 市
福山市上下水道局 告示第2号
福 山 市 民 病 院

2024年（令和6年）福山市・福山市上下水道局・福山市民病院告示第1号2（2）
イ（イ）の追加申請期間等について、次のとおり定める。

2025年（令和7年）3月14日

福 山 市 長 枝 広 直 幹

福山市上下水道事業管理者 小 川 政 彦

福山市病院事業管理者 高 倉 範 尚

1 追加申請期間

建設工事に係る追加申請期間は、次のとおりとする。

追加申請期間	経営事項審査の総合評定 値通知書等の審査基準日	電子申請において 別途提出すべき添 付書類の到達期限 日
2025年（令和7年）4月1日（火）から 同年5月15日（木）まで	2023年（令和5年）9月1日	2025年（令和7年） 5月15日（木）
2025年（令和7年）5月16日（金）から 同年8月15日（金）まで	2023年（令和5年）10月16日	2025年（令和7年） 8月15日（金）
2025年（令和7年）8月16日（土）から 同年11月17日（月）まで	2024年（令和6年）1月16日	2025年（令和7年） 11月17日（月）
2025年（令和7年）11月18日（火）から 2026年（令和8年）2月16日（月）まで	2024年（令和6年）4月18日	2026年（令和8年） 2月16日（月）
2026年（令和8年）2月17日（火）から 同年5月15日（金）まで	2024年（令和6年）7月17日	2026年（令和8年） 5月15日（金）
2026年（令和8年）5月16日（土）から 同年9月15日（火）まで	2024年（令和6年）10月16日	2026年（令和8年） 9月15日（火）

2 経営事項審査の総合評定値通知書等の審査基準日

追加申請を行う際には、それぞれ前項の表に定める審査基準日以降の日を審査基準日とする経営事項審査の総合評定値通知書で最新のものを提出すること。

3 添付書類の提出方法

追加申請は、第1項の表に定める追加申請期間内に、次の表に定める添付書類のうち表第2項及び表第7項のものを福山市が使用する電子計算機に備えられたファイルに電磁的記録で記録し、かつ、表第2項及び表第7項のものを除く添付書類を持参又は郵送等により行い、同表に定める到達期限日（以下「期限日」という。）までに福山市建設局建設管理部建設政策課（福山市東桜町3番5号）に到達させること（当該追加申請期間内に電磁的記録が記録されない場合又は期限日までに添付書類が到達されない場合は、申請全体を無効とする。）。

添付書類	備考	申請者の区分	
		市内業者	市外業者
1 送信完了兼受付票		○	○
2 入札参加資格申請書		○	○
3 建設業許可証明書又は建設業許可通知書	建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により許可されていることを証する書面の写し	○	○
4 経営事項審査の総合評定値通知書	国土交通大臣又は都道府県知事が発行した経営事項審査に係る建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第21条の4の総合評定値通知書の写し	○	○
5 完納証明書	福山市に納付すべき市税の完納を証明したもの（原本に限る。）。ただし、主たる営業所を福山市外に有する者で福山市に納税義務のない者を除く。	○	△
6 納税証明書	国に納付すべき消費税及び地方消費税の納税証明書「その3」（未納の税額がないこと用）（「その3の2」及び「その3の3」でも可）。（写しでも可）	○	○
7 営業所一覧表	主たる営業所を福山市外に有する者で、福山市との契約締結権限を有する最寄りの営業所について提出すること。		△
8 委任状	代表取締役等から支店長等に対する委任事項が記載されたもの		△
9 技術職員名簿	直近に受審した経営事項審査に係る、規則別記様式第25号の14・別紙2の技術職員名簿の写しに、朱書で加除訂正を行い申請日現在の状況を示したもの	○	

1 0 認定通知書送付用封筒	長形 3 号封筒（会社名等の入っていないもの）に切手 1 1 0 円を貼付。宛名は記入しないこと。	○	○
1 1 営業所技術者等調書		○	
1 2 工事経歴書	直近に受審した経営事項審査の際に添付した工事経歴書（規則別記様式第 2 号）の写しで申請業種に係るもの	○	
1 3 営業用機械器具調書		○	
1 4 印鑑証明書	原本に限る。	○	○
1 5 使用印鑑届	実印と異なる印鑑を契約等に使用する場合に提出すること。	△	△
1 6 登記事項証明書	法人のみ提出すること（写しでも可）。	△	△
1 7 誓約書		○	○

注 1 ○印は、提出を必要とするものを示す。△印は、該当する者のみ提出を必要とするものを示す。

注 2 添付書類については、入札参加資格審査を申請する日を基準日として作成し、表第 3 項に定める書類のうち建設業許可証明書、表第 5 項、表第 6 項、表第 1 4 項及び表第 1 6 項に定める書類については、入札参加資格審査申請書を提出する日の 3 か月前の日以降に発行されたものを添付すること。

注 3 表第 3 項に定める書類については、許可の更新手続中に限り、直近に申請した許可官庁の受付印のある規則別記様式第 1 号及び別表の建設業許可申請書の写しで代えることができるものとする。

注 4 第 1 項の表に定める審査基準日とは、経営事項審査を申請する日の直前の事業年度終了の日をいう。ただし、それ以後に合併、営業譲渡又は会社分割（以下「合併等」という。）を行い、合併時、譲渡時又は分割時（以下「合併時等」という。）に経営事項審査（以下「特殊経審」という。）を受けた場合には、合併時等の日をいう。特殊経審又は合併時等一期経審（合併時等以降初めての事業年度終了の日を審査基準日とした経営事項審査をいう。）の総合評定値通知書の写しを提出する場合には、合併等の状況によっては、工事種類別年間平均完成工事高等が認められない場合があるので、申請時に必ず特殊経審又は合併時等一期経審の総合評定値通知書の写しである旨を申し出ること。

また、総合評定値通知書において、「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」又は「厚生年金保険加入の有無」の欄のいずれかが「無」となっている場合は、別途保険への加入が確認できる書類を提出すること。

注 5 表第 9 項に定める書類については、規則別記様式第 2 5 号の 1 4 に定める項目の全てについて記載されているものであれば、申請者が独自に作成したもので代えることができる。

なお、追加した者については当該資格を証する書面及び雇用関係の確認できる書面を添付すること。

注 6 建設政策課に提出する添付書類は全て A 4 ファイルに綴るものとする。市内業者は黄色、市外業者は水色とし、表紙及び背表紙に会社名を記載すること。